



# 草津市 子ども・若者計画

令和2～6年度

概要版



令和2年3月  
草津市

# 1

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

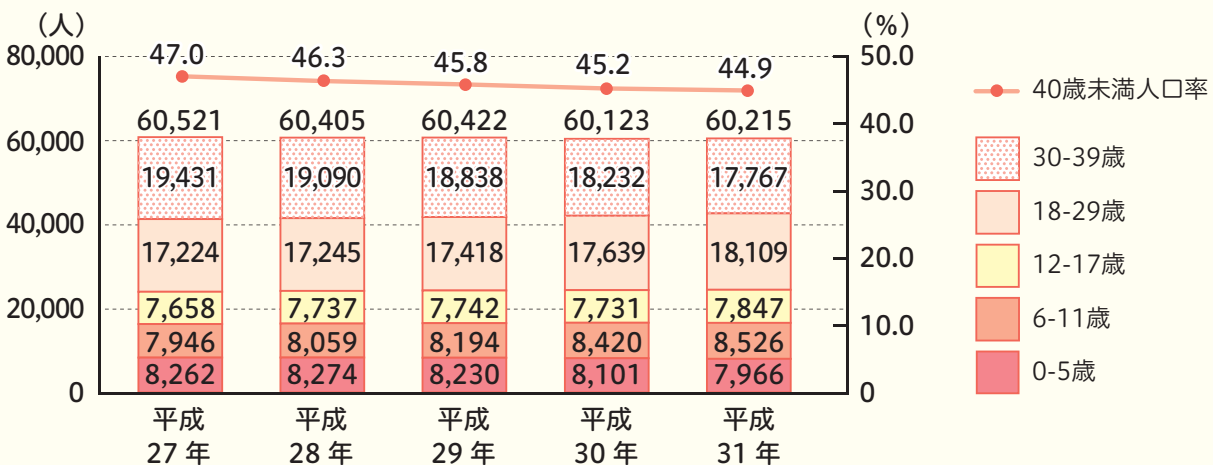
## 子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津

子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

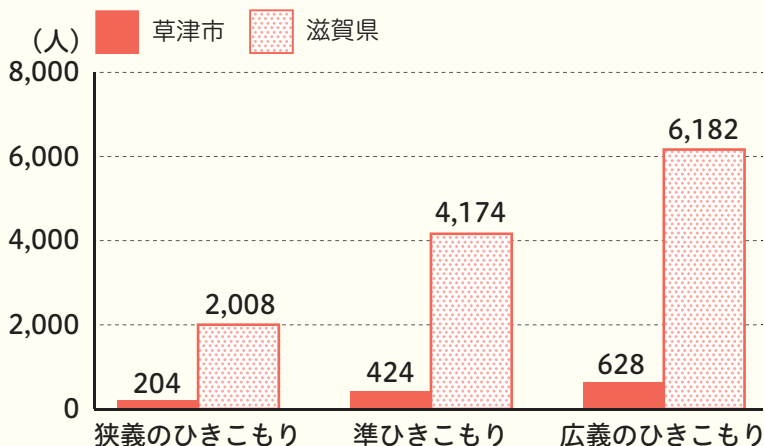
本市では、子ども・若者が、多様な人々との関わりや支え、様々な経験を通して、自ら未来を切り開き、自分らしく生きることができるまちを目指して、「子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津」を基本理念に掲げます。

### 2 子ども・若者人口とひきこもり推計数

#### ● 40歳未満人口の年齢階層別人口の推移 資料：住民基本台帳(各年3月末)



#### ● ひきこもり(15~39歳)推計数 資料：滋賀ひきこもり支援センター



※「ひきこもり推計数」は15-39歳人口に以下の割合をかけて算出しています

広義のひきこもり ①+② 1.57%	①狭義のひきこもり 0.51%	ふだんは家にいるが、近所のコンビニ等には出かける 自室からは出るが、家からは出ない、または自室から出ない	0.35% 0.16%
	②準ひきこもり 1.06%	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	

※内閣府「若者の生活に関する調査報告」(平成28年9月)

### 3 「子ども・若者」の定義

「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は18歳～39歳までと定義します。



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## 2

## 計画の基本な考え方と施策体系

### 1 基本目標

#### 基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

子ども・若者が自らの道を歩む力が身に付くよう、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の機会を充実します。世代間の交流や社会貢献活動、多様な体験活動を通じて、他者からの承認や達成感を得ることにより、自己肯定感を高めていきます。

#### 基本目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校等、社会生活に困難を有する子ども・若者について、社会全体の理解を促進し、あたたかく受け入れる環境づくりを図ります。また、国や県、地域、NPOや市民活動団体、企業等の関係機関等と連携し、相談体制や支援ネットワークの構築等により切れ目のない支援を充実します。

#### 基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

子ども・若者の非行や犯罪を未然に防ぐほか、子ども・若者を狙った犯罪等の被害を防止するため、「子ども・若者を地域社会で育む」という視点に立ち、社会環境の改善を推進します。また、問題の早期発見・対応に向けて、市、警察、関係機関の専門職員や民生児童委員等の連携を強化し、社会全体で子ども・若者を保護・育成する環境づくりを進めます。

## 2 施策体系



### 基本理念

# 子ども・若者が自分らしく生きるまち 草津

### 基本施策

基本目標1  
子ども・若者の  
生きる力の育成と  
社会とのつながりづくり

- 1 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成
- 2 基本的な生活習慣の定着
- 3 確かな学力向上等に向けた取組

基本目標2  
社会生活に困難を有する  
子ども・若者や  
その家族への支援

- 1 子ども・若者に関する相談体制の充実
- 2 ひきこもり、若年無業者(ニート)への支援
- 3 問題行動への対応や不登校への支援
- 4 障害のある子ども・若者等の支援
- 5 子ども・若者の貧困対策
- 6 虐待防止等要支援児童対策

基本目標3  
子ども・若者の  
成長のための  
社会環境の整備

- 1 多様な活動の場の充実
- 2 人権を守る環境づくり
- 3 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発
- 4 健やかな職場環境の整備

重点取組1 義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実

重点取組2 ひきこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実

# 3

## 施策の展開

### 基本目標1

#### 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

##### 1 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成

社会の一員として自立し、社会に積極的に関わる意識等を育む教育を推進します。また、ボランティア活動を通じて社会性を育み、地域社会へ参画することを支援します。



##### 2 基本的な生活習慣の定着

子ども・若者が自らの心身の健康を維持することができるよう健康教育を推進します。また、保護者の学習や体験活動、親子遊びの充実等を通じて、家庭教育支援の取組を推進します。

##### 3 確かな学力向上等に向けた取組

基礎的・基本的な知識や技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、学びの推進等を行います。また、子どもたちが読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成します。

### 基本目標2

#### 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

##### 1 子ども・若者に関する相談体制の充実

子ども・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子ども・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行います。また、複合的な相談内容に応じては、地域共生社会の実現に向け適切な支援機関につなぐ機能を強化するとともに、包括的・総合的な相談体制の充実を図ります。

##### 2 ひきこもり、若年無業者(ニート)への支援

ひきこもり、ニート等の若者に対して、個人のおかれた状況に応じた専門的な相談や、多様な社会参加の場や居場所の提供等、若者の日常生活の自立から経済的な自立に至るまでの支援を推進します。また、県等の関係機関が実施する研修を通じて、専門的な人材育成・確保を図るとともに、社会全体がひきこもりに対する理解を深められるよう、取組を推進します。

##### 3 問題行動への対応や不登校への支援

問題行動を起こす児童生徒への指導により、再発防止を図ります。  
また、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラー等による相談支援を推進します。



## 基本目標2

### 4 障害のある子ども・若者等の支援

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。

障害のある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に応じた適切な支援が提供されるよう取組を推進します。

### 5 子ども・若者の貧困対策

家庭の経済状況に関わらず、子どもが質の高い教育を受けられるよう、義務教育段階の就学援助等、負担軽減に取り組みます。

経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活・就業に関する内容まで、相談に応じることができる体制の整備を推進します。

子どものおかれた状況をみて、経済的支援だけでなく、生活支援や就労支援、能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を進めます。

貧困にある子どもの把握に努め、活用できる制度の周知のほか、部局間連携が進むよう体制を整備します。

### 6 虐待防止等要支援児童対策

要保護児童対策地域協議会等において関係機関と連携を強化し、要支援児童への適切な支援につながるよう家庭や児童にかかる相談に応じる体制の充実を図るとともに、市民・関係機関への研修機会を提供します。

## 基本目標3

### 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

#### 1 多様な活動の場の充実

子ども・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される多様な活動の機会の提供を推進します。

また、各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催する総合型地域スポーツクラブの育成・充実を推進します。

#### 2 人権を守る環境づくり

子ども・若者の人権を尊重する意識を育成するため、学校等における人権教育や性教育について、関係機関と協働で啓発活動を推進します。



#### 3 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発

防犯灯・防犯カメラの整備等の安全に配慮したまちづくりを推進します。

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育および啓発活動、フィルタリングの性能向上および利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化します。



#### 4 健やかな職場環境の整備

心身ともに健やかに働くことのできる職場環境を整備するため、企業等と連携・協力し、健幸都市くさつの取組や人権啓発活動、子育てと就労の両立に関する制度の導入推進を行います。

# 4

## 本計画の重点的な取組

### 1. 義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実

ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校等、社会生活に困難を有する子ども・若者について、教育や福祉等の関係者による既存の支援や仕組みの連携を推進することで、義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援を充実します。

義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援のイメージ



社会生活に困難を有する子ども・若者への切れ目のない支援  
教育支援、福祉支援、医療支援、生活支援等

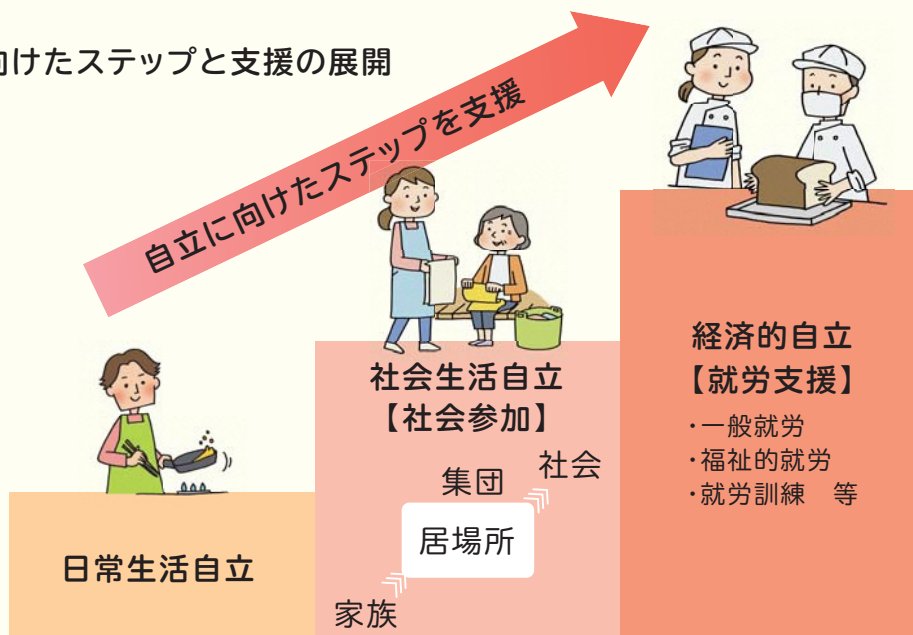
義務教育課程 《連携》 高等学校等 就労 《連携》 大学等 就労

### 2. ひきこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実

ひきこもり状態にある人が社会とのつながりを持つきっかけをつくるため、当事者の個性や能力に合わせた多様な社会参加の場や居場所を充実します。

また、当事者の個性や能力に合わせたゆるやかな社会参加を促進し、自立に向けたステップを歩めるよう支援します。

自立に向けたステップと支援の展開



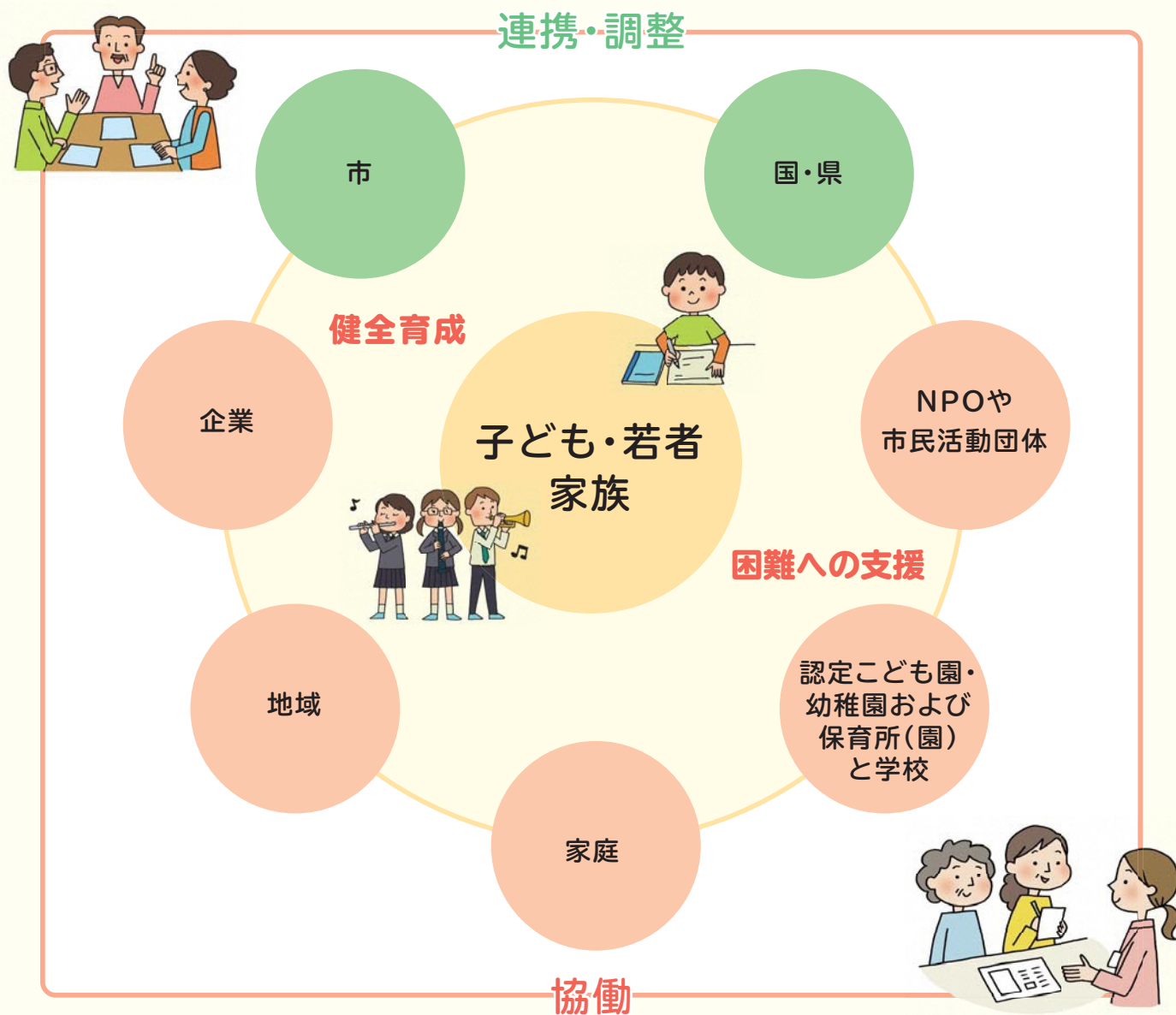
# 5

## 計画の推進に向けて

### それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・若者の育成支援に関し、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の施策を総合的に推進するための計画とし、本計画の推進の主体である市をはじめ、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、丸ごととなって取り組む必要があります。

子ども・若者とその家族への総合的な施策展開のための推進体制（イメージ図）



【概要版】草津市子ども・若者計画  
令和2年3月

編集・発行 草津市子ども未来部子ども・若者政策課 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
TEL 077-562-7882 FAX 077-561-6780 Eメール kowaka@city.kusatsu.lg.jp